

## No.2 市外からの陳情の取扱いについて

### 【提案趣旨】

現在、陳情書又はこれに類するものについては、先例245に該当するものを除き、原則として委員会に付託している。

委員会に付託し審査を行った陳情は、前任期（令和3年2月～令和7年2月）の4年間で206件、このうち市外から提出された陳情は38件となっている。中には全国一律に送付されている陳情も見られ、今後も市外からの陳情は一定程度想定される場所である。

については、効率的な議会運営の観点から、また他の政令市の状況も勘案し、市外から提出された陳情については、原則として議会への意見として取り扱い、全議員に周知することとしてはどうか。

なお、意見として取り扱った陳情のうち、会派として賛同できるものについては、紹介議員となり、請願として手続きを行うことも可能である。

<他の政令市の陳情の取扱い（審査を行わないもの）について>

・陳情の審査は行わない（配付のみ）	・・・	5市
・市外からの提出は付託しない	・・・	3市
・県外からの提出は付託しない	・・・	1市
・市外からの郵送は付託しない	・・・	3市
・市内外に関わらず、郵送は付託しない	・・・	3市
・意見書、決議を求める陳情以外は付託しない	・・・	1市

### 【関係規定】

#### 先例

245 陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、次のいずれにも該当しないと議会運営委員会で決定したものとする。

- (1) 趣旨が明らかでないもの。
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
- (3) 単に個人、団体等を誹謗・中傷するもの。
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の事件に関するもの。
- (5) 市の職員の懲戒、分限等の処分を求めるもの。
- (6) 市の公益に関する内容と認められないもの。
- (7) その他議会の審査に付すことが適当でないと認められるもの。

なお、請願と同様に取り扱わないこととされた陳情書又はこれに類するものは、議会への意見として取り扱い、議会運営委員又は会派を通じて議員に周知する。